

資料 5

平成 30 年度 集団指導資料

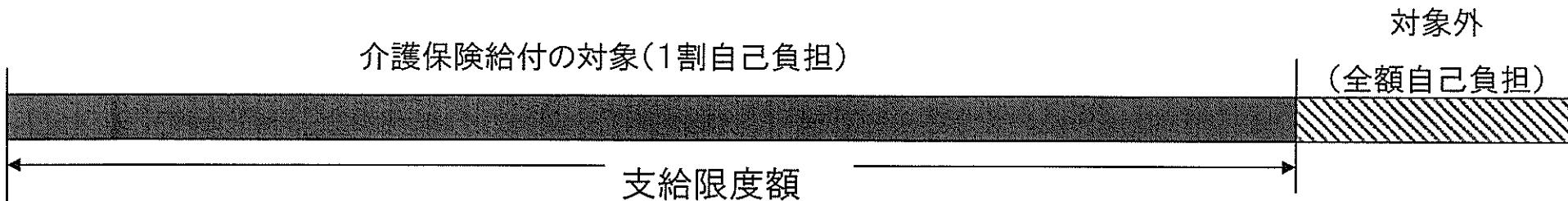
実地指導・監査の実施状況について

香川県健康福祉部 長寿社会対策課

平成 31 年 3 月 22 日、26 日

# 区分支給限度基準額について

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。  
→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担

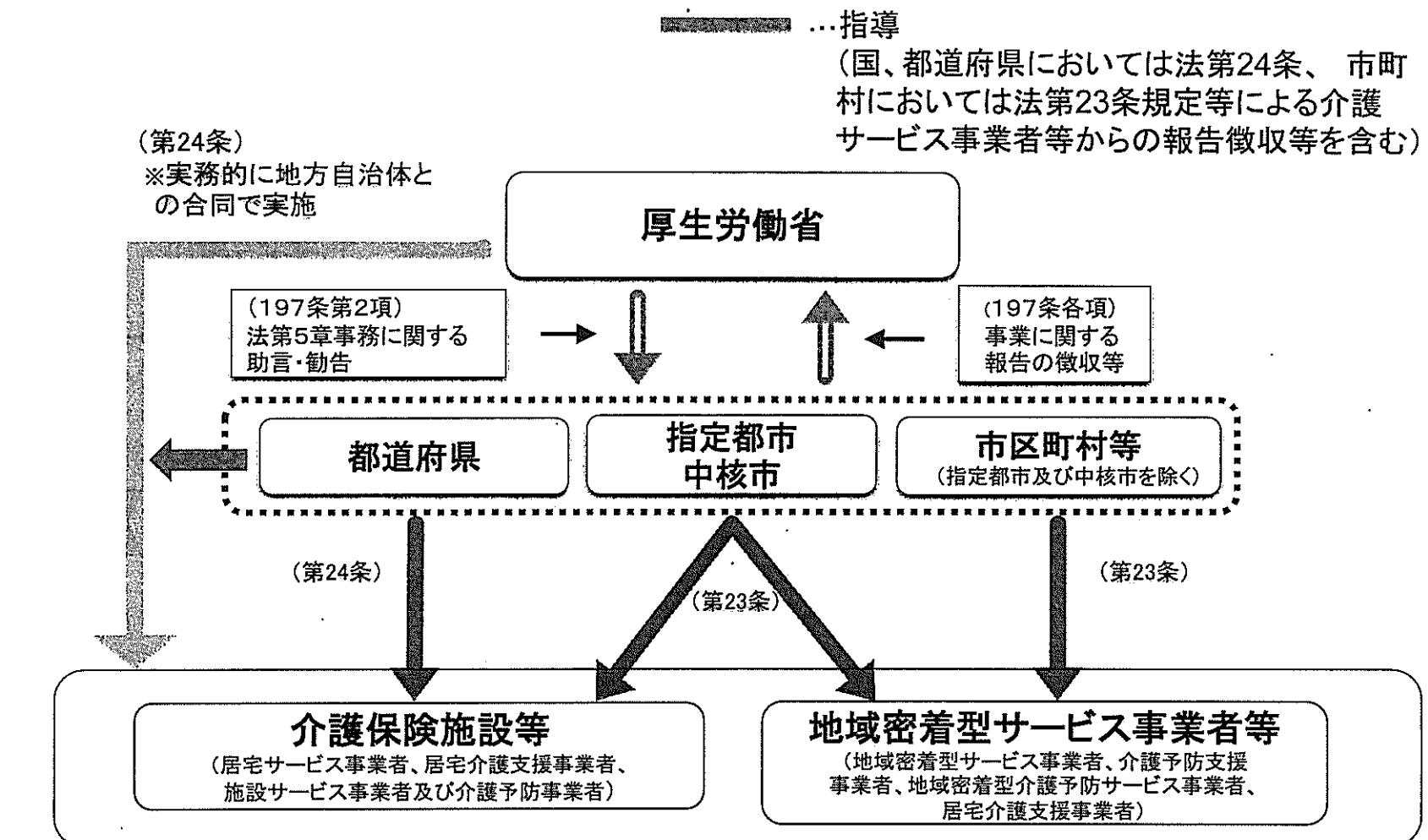


- 要介護度別の支給限度額

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

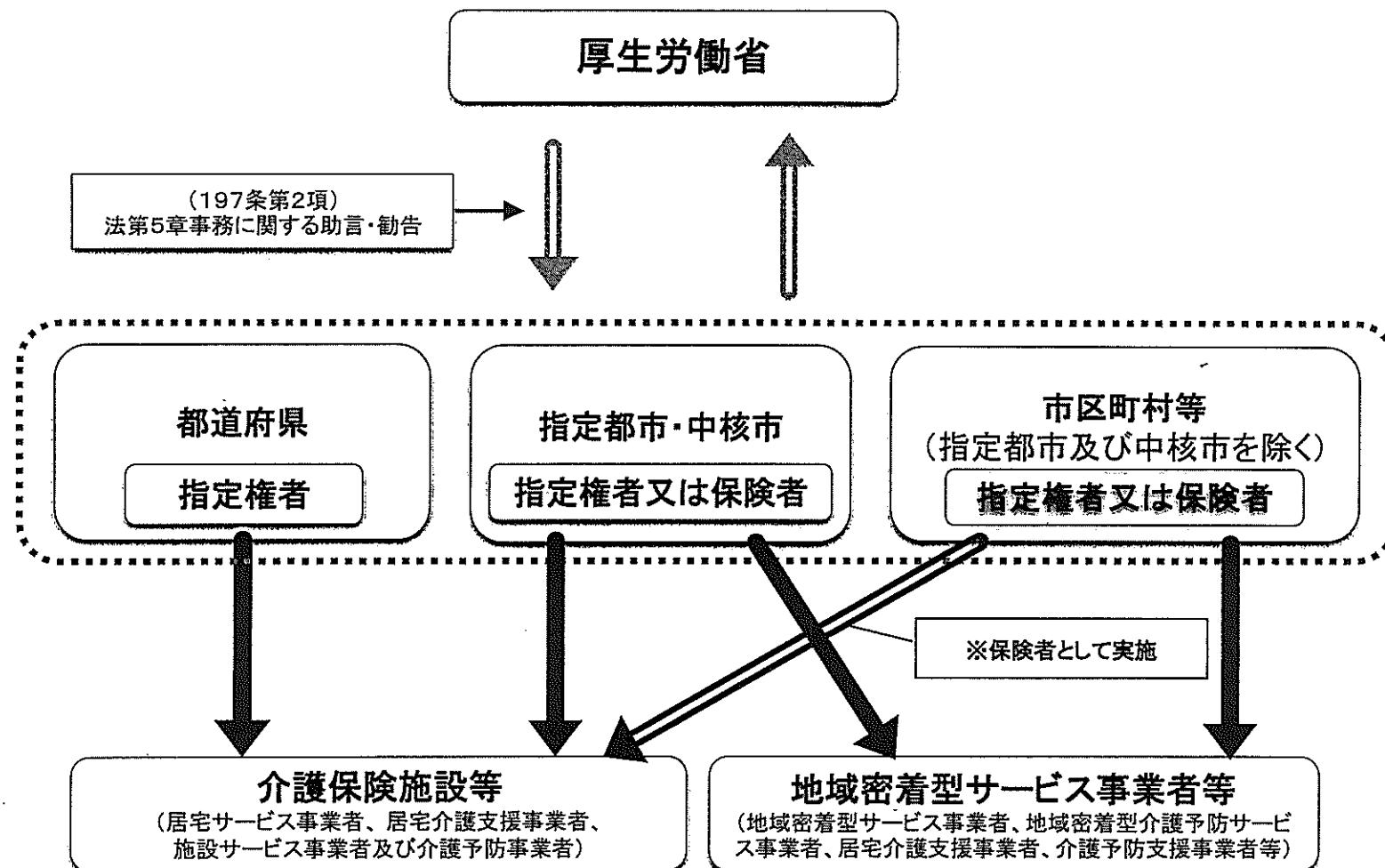
## 指導業務の仕組み



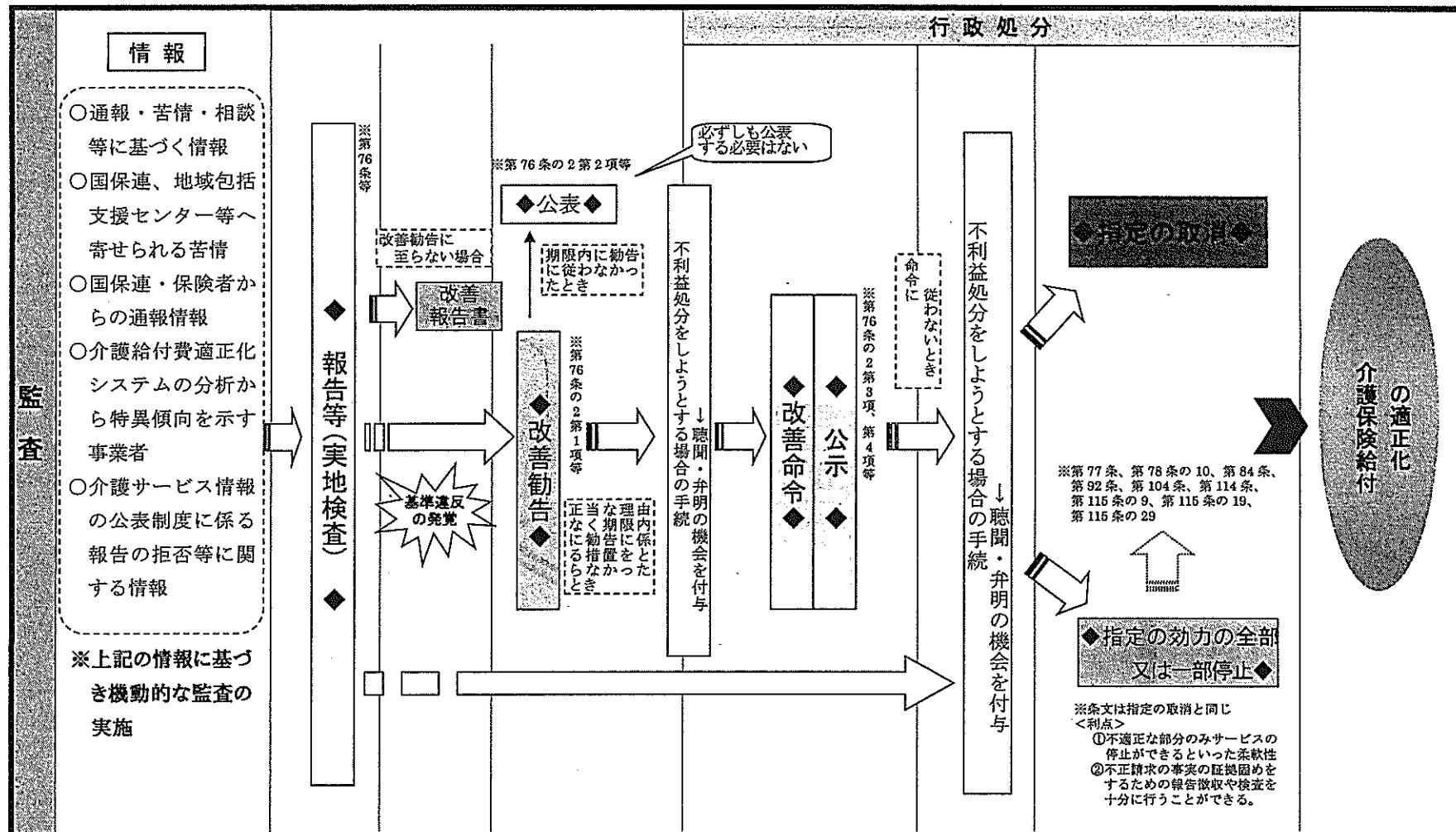
# 指導業務について

指導にあたっての基本の方針		効果
<b>集団指導</b>	<p>制度管理の適正化のための指導については、都道府県及び市町村で下記の重点事項を踏まえて実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定事務の制度説明 →「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」</li> <li>②介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 →「監査指導の権限行使の考え方、事業規制、制度見直しの仕組み等の説明」</li> <li>③介護報酬請求に係る過誤・不正防止 →「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」</li> </ul>	<pre> graph LR     A["制度の理解 不正の防止"] --&gt; B["高齢者虐待防止"]     A --&gt; C["身体拘束禁止"]     B --&gt; D["不適正な請求 の防止"]     C --&gt; D     </pre> <p>制度の理解 不正の防止</p> <p>制度管理の 適正化</p>
<b>指導</b>  <b>運営指導</b>  <b>実地指導</b>  <b>報酬請求指導</b>	<p>実地指導については、施設サービス、居宅サービス等を行う事業者及び施設に対し、原則、都道府県及び市町村が実施。必要に応じ厚生労働省（本省）及び都道府県との合同により実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施する。</li> </ul>	<pre> graph LR     E["高齢者虐待防止"]     F["身体拘束禁止"]     G["不適正な請求 の防止"]     E --&gt; F     F --&gt; G     </pre> <p>高齢者虐待防止</p> <p>身体拘束禁止</p> <p>よりよい ケアの実現</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種加算等について、報酬基準等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなどを届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについて是正を指導する。</li> </ul>	<pre> graph LR     E["高齢者虐待防止"]     F["身体拘束禁止"]     G["不適正な請求 の防止"]     E --&gt; F     F --&gt; G     </pre> <p>不適正な請求 の防止</p>
	<p>※ 運営基準違反又は不適切な請求等が確認された場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整） → 監査への切替（利用者の生命等に危険がある場合など）</p>	

## 監査業務の仕組み



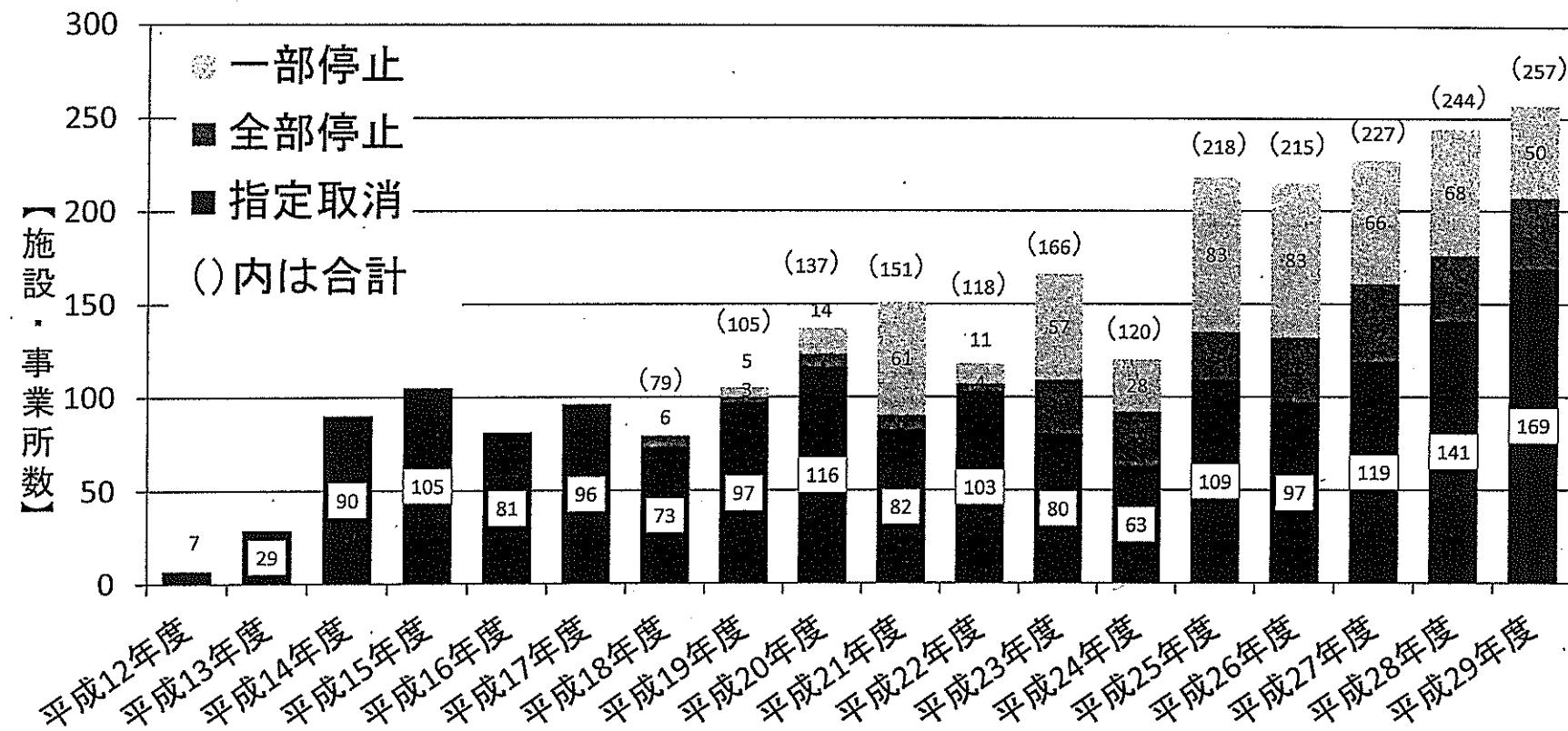
# 監査業務について



※「介護保険施設等の指導監督について」(平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知)

# 1. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図1) 事業所等内訳【年度別】(平成12年度～29年度)

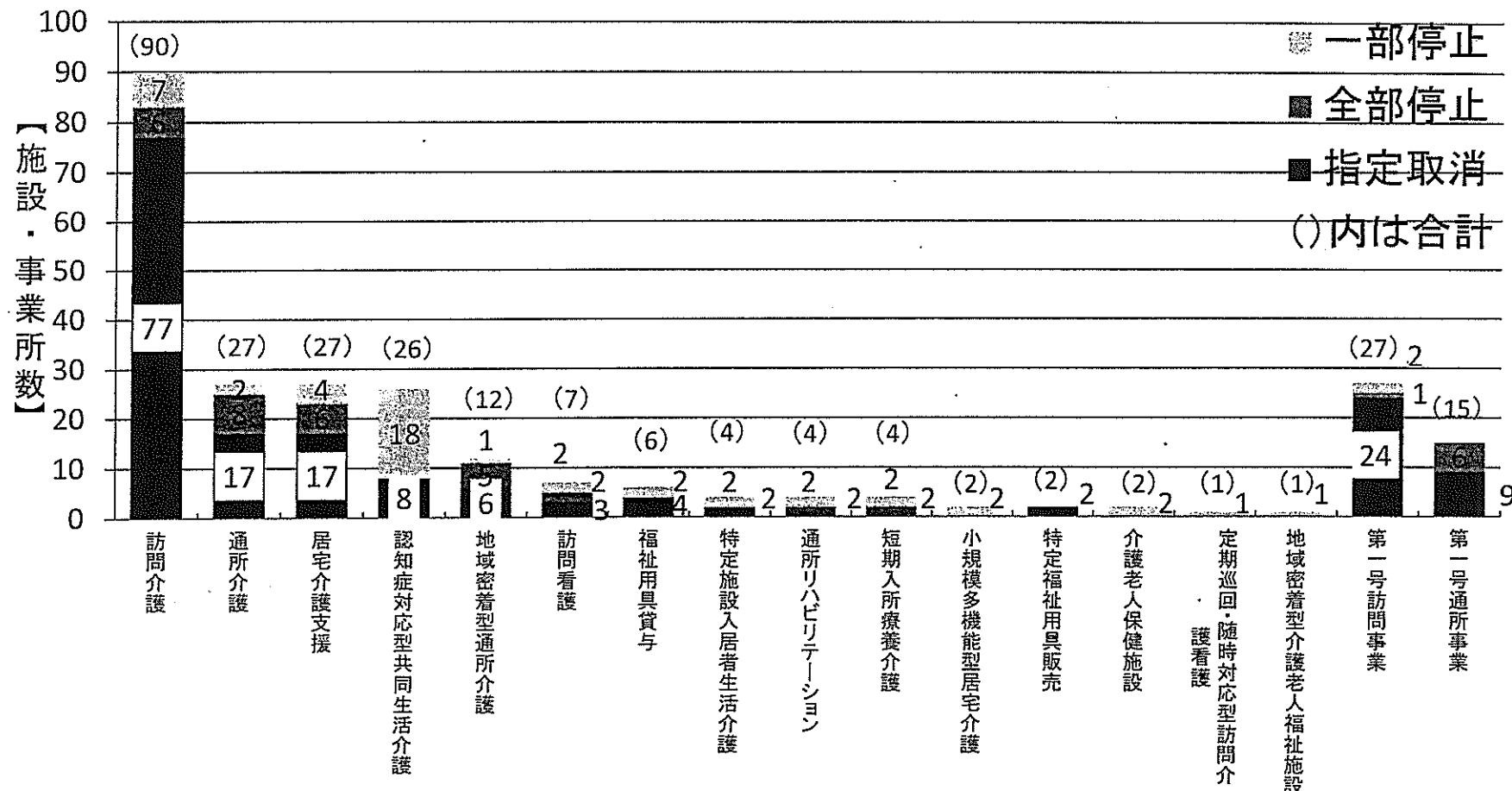
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2, 445事業所



- 注：1) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。
- 2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。
- 3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

### 3. 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・(図3) 事業所等内訳【サービス別】(平成29年度)

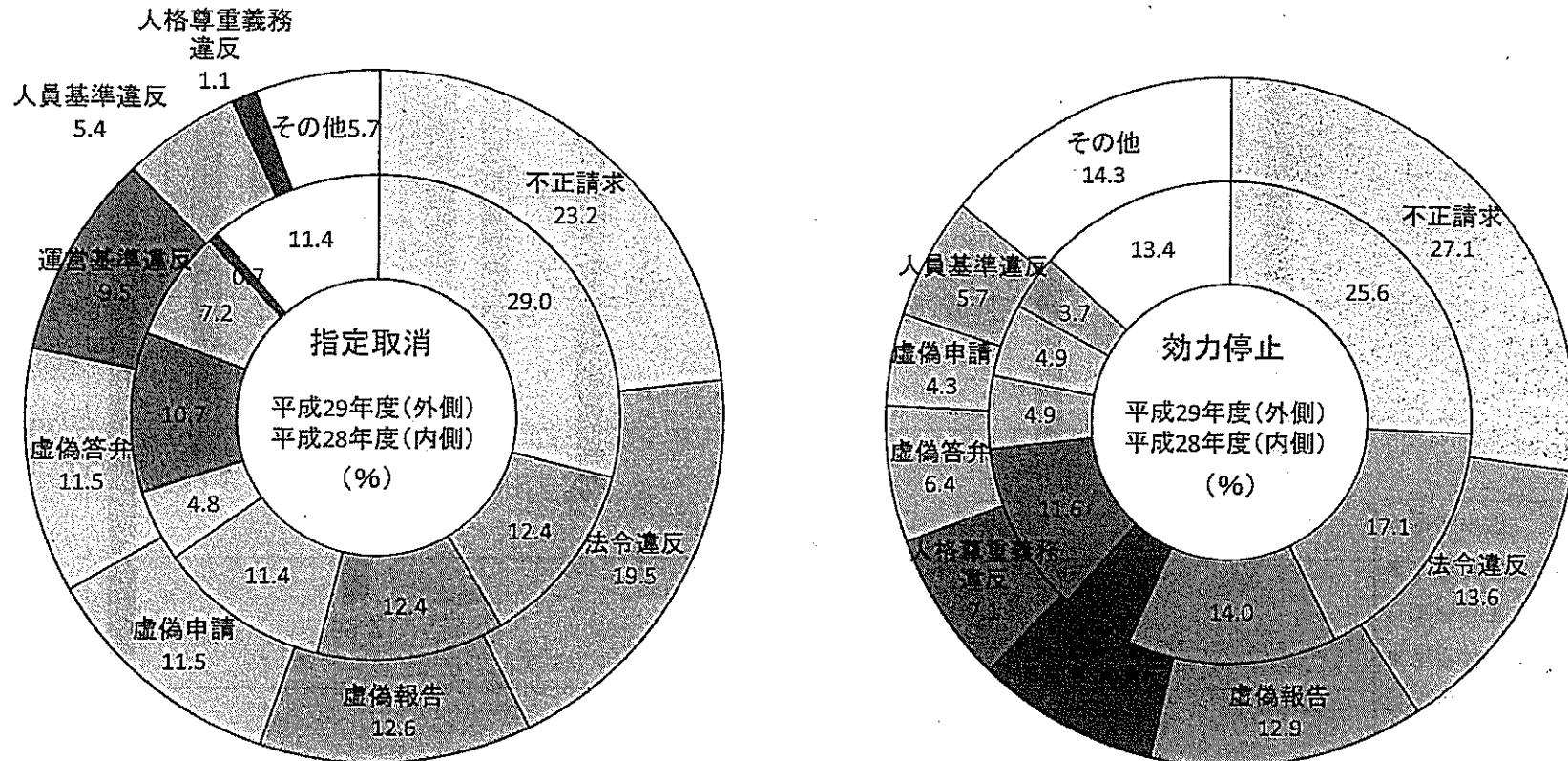
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 257事業所



注: 1) 各サービス毎の件数には、介護予防サービス分を含む。

2) 件数には、聴聞通知後廃止(聴聞通知後に廃止届が提出された事業所)を含む。

## 6. 指定の取消事由・指定の効力の停止事由 (図6) (平成28・29年度)



注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。  
2) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した値である。